

令和8年度 医療機関勤務環境改善支援モデル創出事業実施要領

1 目的

本事業は、勤務環境の改善に意欲を有する医療機関の取組みを支援することにより、勤務環境改善支援のモデルを創出し、自律的で効果的な取組事例として県内へ波及させることを目的とします。

2 実施主体

本事業の実施主体は熊本県医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）ですが、センターはあくまでも支援を行う立場であり、勤務環境改善の取組みの主体は医療機関になります。

3 支援対象医療機関

本事業の対象となる医療機関は、勤務環境の改善を検討又は計画している県内医療機関のうち、センターが行う取組事例の紹介等に協力できる医療機関とします。

4 支援の内容

センターに所属する医業経営アドバイザー及び医療労務管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）が支援対象医療機関を訪問し、医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の支援として、勤務環境改善の体制整備から、現状把握・課題抽出、課題の優先順位付け、改善計画の策定・実施等まで医療機関の取組みを各段階で支援します。

なお、医療機関の取組みの進め方と到達点、センターの支援の関わり方については、支援対象の医療機関とセンターで協議・確認を行います。

また、この協議・確認後、改善計画策定までの支援期間としては、最長で6か月程度を予定しています。

5 費用

アドバイザー等の訪問及び支援活動に係る費用はセンターが負担します。

6 支援の流れ

(1) 支援の申込み

支援を希望する医療機関は、管理者の理解・了承を得たうえで、別紙「医療機関勤務環境改善支援モデル創出事業希望調書」をセンターに提出してください。

(2) ヒアリングの実施等

支援を申し込まれた医療機関にはセンターのアドバイザーが訪問し、現状や希望等についてヒアリングを行うとともに、内容に応じて実績のデータや関連規程等の既存資料を提供いただきます。

(3) 支援対象医療機関の選定

ヒアリング結果等に基づき、熊本県及び熊本労働局と協議のうえ、支援対象医療機関を選定します。

(4) 支援の実施

センターは、支援対象医療機関に対し、上記4の支援を行います。

なお、支援対象医療機関には、改善計画策定後もフォローアップを行い、取組みの定着を支援します。

(5) 事業成果の波及への協力

本事業の目的は、支援モデル創出事業として医療機関の取組事例を広く波及させることにあり、支援対象医療機関には、勤務環境改善に向けた取組内容と結果について、センターや厚生労働省等のホームページ、セミナー等で紹介しますので、可能な限り協力していただきます。

7 申込受付期間及び選定等

(1) 申込受付期間

年度開始受付 2月24日（火）～3月31日（火）

随時受付 令和8年度中、随時受け付けます。

(2) 選定

年度開始受付については、申込受付後、速やかにヒアリングを行ったうえで4月中に選考を行い決定します。

随時受付については、申込受付の都度、ヒアリング及び選考を行います。

8 問合せ先

熊本県医療勤務環境改善支援センター（TEL：096-354-3848 FAX:096-354-3885）

* 申込みに当たっては、「令和8年度 医療機関勤務環境改善支援モデル創出事業の申込みについて」を一読願います。